

市民と市長の「ふれあい座談会」実施要領

1. 目的

市民と市長とが直接対話し意見交換を行う「ふれあい座談会」（以下「座談会」という。）は、市政に対する市民の理解と協力を促進するとともに、市民の皆様と行政がともにまちづくりを進める機会になることを目的とする。

2. 実施形式

座談会は、テーマを設けず、市民と市長とが直接対話する形式で行うものとする。

3. 対象者

座談会の申込みを行うことができる者は、参加予定5人以上のグループであって、市内に在住するものとする。（若干数であれば市内在勤・在学者も含む。）ただし、営利目的、宗教・思想・政治活動または苦情や要望等の目的で開催しようとする団体は除く。

4. 申込方法

開催希望票（別記様式）に必要事項を記入の上、電子申請・電子メール・郵送などの方法により、実施希望日の1か月前までに秘書広報課に申し込むものとする。

5. 申込回数

より多くの市民の皆様との対話の機会を設けるため、各団体および個人の参加は1年度に1回までとする。

6. 実施時間及び会場

座談会の実施時間及び会場は、次のとおりとする。

（1）実施日時 原則として市役所開庁日で市長等の日程と調整の上、決定する。

（2）実施時間 午前10時から午後5時までの間で、1時間以内とする。

（3）実施会場 市役所または団体が活動する市内の施設等

7. 市の参加者

市の参加者は市長、秘書広報課長等とする。ただし、必要に応じて地区担当職員等の参加も可能とする。

8. 実施後の対応

座談会の内容は、概要版としてホームページ等で公表する。

9. 担当課

大東市政策推進部秘書広報課（〒574-8555 大東市谷川 1-1-1）

10. その他

この要領に定めるもののほか、座談会の実施に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。